

2 後期中等教育についての基本的な重要施策に関する事項

- 二 審議会は、後期中等教育に関する事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に対し、意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者について教育委員会が任命する。

- 1 学識経験を有する者 21人以内
- 2 市町村長 2人以内
- 3 県議会の議員 2人以内
- 4 県の職員 5人以内

二 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人おき、委員の互選により定める。

二 会長は、会務を総理する。

三 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門調査員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門調査員をおくことができる。

二 専門調査員は、学識経験を有する者及び県の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人をおく。

二 幹事は、県の職員のうちから、教育委員会が任命する。

三 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

二 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

三 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会をおくことができる。

二 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

三 部会に部会長をおき、部会に属する委員の互選により定める。

四 部会長は、部会の事務を掌理する。

五 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の議事その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

② 審議会委員の構成

ア. 福島県後期中等教育審議会委員（五十音順）

委員氏名	職 名	部会名
明 石 智 真	福島県私立中学校 高等学校協会会長	総
足 立 俊 雄	〃 社会教育委員	勤 ◎
阿 部 信	〃 市町村教育委員会連絡協議会会長	全
今 井 豊 蔵	〃 小学校長会会長	総
大 内 武 夫	福島民友新聞社編集局主幹	勤
大 竹 謙 蔵	福島県議会厚生文教委員会委員長	全
大 和 田 道 隆	〃 高等学校長協議会会長	〃
岡 崎 正 彦	〃 総務部長	総
小 沢 一 郎	〃 教員組合中央執行委員長	〃
菅 野 八 千 代	〃 婦人団体連合会会長	勤
小 林 好 久	〃 商工労働部長	〃
佐 藤 光	平工業高等専門学校長	総 ◎
佐 藤 了 寿	福島県町村会会長	全
三 本 杉 国 雄	〃 市町村教育委員会連絡協議会専門委員	総
塩 川 朝 夫	福島民報社編集局長	全
須 藤 仁 郎	福島県商工会議所連合会会長	〃
瀬 戸 孝 一	〃 小学校中学校PTA連合会会長	総
高 橋 キ ヨ 子	福島大学教育学部助教授	〃